

経済産業省 令和6年度ヘルスケア産業基盤高度化推進事業  
(地域におけるヘルスケア産業推進事業)

当事者参画型開発 実践企業

公募要領

令和6年 5月

株式会社 日本総合研究所

※本公募要領および関連資料・様式類は予告なく修正されることがありますので、  
必ずウェブサイトに掲載されている最新版をご確認ください

# 目次

## I. 事業の概要

1. 背景、目的
2. 事業スキーム

## II. 事業の内容

1. 事業内容
2. 審査項目
3. 実施期間
4. 応募から事業終了までの主な流れ

## III. 応募手続

1. 応募資格
2. 応募にあたっての留意事項
3. 応募ファイル
4. 受付期間
5. 公募説明会の実施
6. 応募ファイルの作成要領
7. 応募ファイルの提出先
8. 応募にあたっての質疑応答

## IV. 審査の方法

(別添)

- |     |       |
|-----|-------|
| 様式1 | 公募申請書 |
| 様式2 | 提案書   |

## I. 事業の概要

### 1. 背景、目的

我が国は、世界に先駆けて超高齢社会に突入しており、2020年時点では約600万人強が認知症であると言われていています。今後も高齢化の進展に伴い、認知症の人は年々増加していくことが見込まれ、2025年には約700万人までに上ると想定されています。

そのような中、2024年1月には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行し、基本的な概念として、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（共生社会）の実現の推進に向け、さまざまなステークホルダーが共生社会に向き合うことが求められています。

また、令和元年6月にとりまとめられた認知症施策推進大綱（以下、大綱と記載）を踏まえ、日本認知症官民協議会のもとに設置された「認知症イノベーションアライアンスワーキンググループ<sup>1</sup>（以下、「認知症イノベーションアライアンスWG」という。）」では、認知症当事者の尊厳を最大限配慮しながら、認知症に関するイノベーションの創出に向けた検討を実施しているところです。大綱内でも記載のあるとおり、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進しています。

こうした背景を踏まえ、令和5年度に実施した経済産業省「令和5年度ヘルスケア産業基盤高度化推進事業（サステナブルな高齢化社会実現および当事者参画型開発普及に向けた関連事業）」においては、認知症になっても自分らしく暮らし続けられる「共生」社会の実現を目指し、認知症の人が主体的に企業や社会等と関わり、当事者の真のニーズをとらえた製品・サービスの開発を行う「当事者参画型開発」の普及と、その持続的な仕組みの実現に向け、当事者参画型開発の実践の継続・拡大を図るとともに、共創プラットフォームの自走化に向けた検討等を実施する「オレンジイノベーション・プロジェクト」を立ち上げました。オレンジイノベーション・プロジェクトの一環として、当事者参画型開発の手法を用い、認知症の人の生活課題の解決や、やりたいことの実現に資する製品・サービスの開発に取り組む実践企業を公募し、株式会社日本総合研究所（以下、「事務局」という。）が、採択された実践企業を総合的にサポートして当事者参画型開発の実践をしました。

参考：[オレンジイノベーション・プロジェクト ～認知症当事者をつくる、誰もが生きやすい社会～ \(dementia-pr.com\)](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ninchisho_wg/index.html)

経済産業省事業「令和6年度ヘルスケア産業基盤高度化推進事業（地域におけるヘルスケア産業推進事業）」においても継続してオレンジイノベーション・プロジェクトを実施し、当事者参画型開発の実践企業を公募し、事務局が総合的にサポートを行うことで、さらなる当事者参画型開発の普及に寄与します。

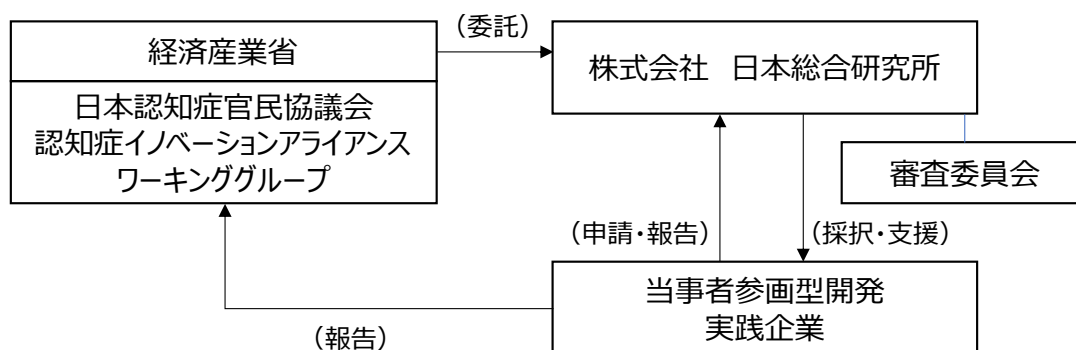
---

<sup>1</sup> 日本認知症官民協議会 認知症イノベーションアライアンスワーキンググループ  
[https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/ninchisho\\_wg/index.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ninchisho_wg/index.html)

## 2. 事業スキーム

本公募は、「令和6年度ヘルスケア産業基盤高度化推進事業(地域におけるヘルスケア産業推進事業)」の一環として実施しており、日本認知症官民協議会のもとに設置されている認知症イノベーションアライアンスWGにその成果等を報告します。事務局は、経済産業省から委託を受けた株式会社日本総合研究所が担い、本公募の管理支援業務・運営を行います。

本公募では、外部有識者等を委員とする審査委員会による審査を経て実践企業の採択を行い、採択された実践企業に対しては、開発に参画する認知症当事者の紹介やマッチング支援、認知症当事者との共創に関する支援、製品・サービス開発の伴走支援、経済産業省事業としての情報発信・プロモーションの支援等を行います。



## II. 事業の内容

### 1. 事業内容

#### ① 公募対象

本公募においては、「当事者参画型開発」を実践する企業等を公募します。本公募における「当事者参画」、「開発」の定義・考え方は以下のとおりです。

- 本事業における「当事者参画」とは、「製品やサービスに対するニーズをもつ当事者(本人)自身が、協力の意思を持って、それらの製品・サービスの開発プロセス(企画、実施、評価等)に『参画』すること」と定義する。
- 当事者の主体的な協力意思を伴わない、一方的な観察や意見聴取は「当事者参画」とは言えない。
- 「当事者のニーズを反映した製品・サービス」であることの条件として、当事者の意見が製品・サービスの「コアあるいはそれに近い部分」への反映を意図したものである必要がある。
- ここでの「開発」は新しい製品・サービスの創出だけではなく、既存の製品・サービスを当事者の意見をもとに改良することも含む。

製品・サービスについて想定されるテーマは以下のとおりであり、これらのテーマに合致する製品・サービスを開発(検討中を含む)しており、認知症の人との「共創」の実践を希望する企業等が対象となります。

(想定されるテーマ)

買い物、移動・交通、金融・財産管理、労働(就労・社会参画)、更衣・身だしなみ、調理・食事、掃除・洗濯、入浴・排泄、交流、趣味、学び、通院・通所、服薬、その他の生活課題等に関する以下の製品・サービスや取組

- 認知症の人の生活課題の解決に資する製品・サービス
- 認知症の人の「やりたいこと」の実現に資する製品・サービス

(想定される当事者像)

- 認知機能の低下により日常生活に支障が生じている方※  
例:軽度認知障害(MCI)、軽度～中等度認知症、重度認知症、若年性認知症 等  
※認知症の確定診断の有無は問わない
- 認知症の人の家族等※  
※昨年度までは、開発に参画し、製品・サービスの体験やモニター利用等を実施するのは認知症の人のみ限定していましたが、今年度からは家族等の参画も支援します。ただし、本事業は本人目線での開発を重視しているため、家族等の参画のみを想定した企画は対象外となります。家族等が参画する場合は、必ず本人の意見を聞くようにしてください。

## ② 事業の実施

外部有識者等を委員とする委員会(以下「審査委員会」という。)の審査(審査の流れ、方法については後述の「Ⅱ. 事業の内容 4.応募から事業終了までの主な流れ」および「Ⅳ.審査の方法」を参照)を経て採択された実践企業においては、経済産業省、事務局との調整を通じ、事業を実施します。

## ③ 事務局からの支援内容

採択された実践企業に対しては、事務局から「開発に参画する認知症の人およびその家族等の紹介やマッチング」および「認知症の人およびその家族等との共創の実践の支援※」を行いますので、開発過程で必ず活用してください。その他の支援に関しては、支援内容1～4から希望する支援内容を選択することが可能です。

※参画される当事者への謝金等は企業等でご負担ください。

(例)交通費を含めて1回の実践当たり 3,000～5,000 円程度の現金、あるいは各企業の製品サンプルのお渡し等

ただし、例外として既に認知症の人の声をもとに開発した製品・サービスを開発済み、または開発中である場合は、「開発に参画する認知症の人およびその家族等の紹介やマッチング」および「認知症の人およびその家族等との共創の実践の支援」を必須とせず、支援内容1～4のうち、希望する支援内容を選択して応募することが可能です(例:既に認知症の人の声をもとに開発した製品・サービスについて、情報発信・プロモーションの支援のみを希望する場合)

など)。

「4. 認知症および認知症の人に関する学びの機会の提供」に関しては、認知症の人と開発を行う際の留意点や心構え等に関する企業向けの講座を開催する予定であり、認知症および認知症の人への理解を深めるため、可能な限りご参加ください。

#### <支援内容>

1. 認知症の人およびその家族との交流の機会の提供
2. 経済産業省事業としての情報発信・プロモーションの支援
3. 自治体・団体等や企業同士のネットワーク構築の支援
4. 認知症および認知症の人に関する学びの機会の提供

#### ④ 進捗状況の報告等

採択された実践企業は、当事者参画の実践状況について定期的に事務局に報告することとします。また、認知症イノベーションアライアンス WG において成果等を事務局資料等に掲載させていただきます。なお、認知症イノベーションアライアンス WG 以外への情報公開範囲については採択企業と事務局が協議し、決定します。

#### 2. 審査項目

実践企業の選定にあたっては、提出書類をもとに、主に以下の「本事業の趣旨との整合性」、「認知症当事者の意思や希望の尊重」について審査します。

##### <本事業趣旨との整合性>

- ・ 提案製品・サービスの提供価値が「共生社会の実現」という本事業の趣旨に沿っているか
- ・ 本事業における「当事者参画」、「開発」の定義や考え方に沿っているか

##### <認知症当事者の意思や希望の尊重>

- ・ 提案製品・サービスが認知症の人の課題・ニーズをとらえたもの、もしくはとらえていると想定されるものか
- ・ 提案製品・サービスが認知症の人の生活課題の解決に資するもの、もしくは認知症の人の「やりたいこと」の実現に資するものであるか

##### <留意事項>

- 厚生労働省「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」や認知症イノベーションアライアンス WG 作成の「当事者参画型開発の手引き※」等を参考に認知症の人の意思決定を尊重し、開発への参画に際しては同意取得等を丁寧に行うことを原則とします。

##### ※参考 URL

厚生労働省「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」  
[0000212396.pdf \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/content/0000212396.pdf)

認知症イノベーションアライアンスWG「当事者参画型開発の手引き」

[2022\\_002\\_04\\_00.pdf \(meti.go.jp\)](https://www.meti.go.jp/2022_002_04_00.pdf)

<採択予定件数>

第1期および第2期合わせて30～40件程度

### 3. 実施期間

実施期間は、採択決定日～令和6年3月15日です。公募は以下の2回の期間において実施します。

第1期: 令和6年5月13日(月)～5月31日(金)

第2期: 令和6年6月24日(月)～7月8日(月)

### 4. 応募から事業終了までの主な流れ

応募から事業終了までの流れは、以下を予定しています。

<公募～採択>

本公募開始後、応募があった企業等に対して、必要に応じヒアリングを行い、提案書(※)の提案内容の詳細についてお聞きします。その後、審査委員会による審査を経て、応募があった企業等に対し審査結果を通知します。

令和6年5月(6～7月): 事業公募

令和6年6月(7月)頃 : 応募企業に対するヒアリング ※必要に応じて

令和6年6月(7月)頃 : 審査、審査結果の通知(実践企業の決定)

\*()内は第2期のスケジュール

(※)提案書の記載内容について(具体的には様式2を参照)

- 企業名、連携する企業があればその企業名
- 製品・サービス名、製品・サービスの分野、開発・展開状況
- 製品・サービスの概要
- 希望する支援内容
- 製品・サービスを説明する動画の有無
- 当事者に参画していただく目的・狙い
- 当事者参画の実践状況
- 参画していただきたい認知症当事者像
- 想定する参画方法
- 実証等を行う希望エリア

<採択～事業完了>

実践企業の決定後、事務局との初回面談を実施し、参画いただく当事者や、実証フィールド等とのマッチングを行います。その後は事務局と月1回程度進捗面談を実施し、年2回の実施報告(中間報告、最終報告)を行います。年度末には認知症イノベーションアライアンス WG において報告を行います。なお、実施報告はオンラインでの実施を想定しており、参画した当事者や関係者も聴講可能とすることを予定します。中間報告は進捗に応じ、開発中/予定の製品・サービスの紹介でもかまいません。

参考:令和5年度認知症イノベーションアライアンス WG 資料

[2023\\_001\\_03\\_00.pdf \(meti.go.jp\)](#)

|                   |                              |
|-------------------|------------------------------|
| 令和6年6～7月(7～8月)頃   | :初回面談                        |
| 令和6年8月(9月)～令和7年2月 | :進捗面談(月1回程度の想定)              |
| 令和6年10～11月        | :中間報告                        |
| 令和7年2月            | :最終報告                        |
| 令和7年2～3月          | :認知症イノベーションアライアンス WG<br>での報告 |
| 令和7年3月            | :事業完了                        |

\*()内は第2期のスケジュール

※事業期間内において協力自治体におけるPRイベント、採択企業間や認知症当事者およびその家族等との交流イベント、実践企業への取材および記事化等の情報発信の実施を想定しています。事務局より各種情報発信機会への参加希望の聴取、対応依頼をさせていただく可能性があります。

<令和5年度実績例>

実践企業の製品・サービス展示会

- ・ 神奈川県大和市 オレンジイノベーション・プロジェクト展  
[オレンジイノベーション・プロジェクト展～認知症当事者をつくる、誰もが生きやすい社会～【開催済】/大和市 \(yamato.lg.jp\)](#)

採択企業および厚生労働省事業 認知症バリアフリー推進企業との交流会

- ・ 厚生労働省 認知症バリアフリー情報交換会  
[日本認知症官民協議会 \(ninchisho-kanmin.or.jp\)](#)

取材および記事化

- ・ 朝日新聞社 認知症とともにあるウェブメディア「なかまある」特集 認知症当事者とともに  
つくる  
[認知症当事者とともにつくるの一覧 | なかまある \(asahi.com\)](#)



## オンラインシンポジウム

- ・ 認知症イノベーション・カンファレンス 2024(経済産業省 Youtube より)  
[認知症イノベーション・カンファレンス 2024 ①実践企業編 \(youtube.com\)](#)  
[認知症イノベーション・カンファレンス 2024 ②地域編 \(鳥取\) \(youtube.com\)](#)  
[認知症イノベーション・カンファレンス 2024 ③地域編 \(福岡\) \(youtube.com\)](#)  
[認知症イノベーション・カンファレンス 2024 ④デザイン編 \(youtube.com\)](#)

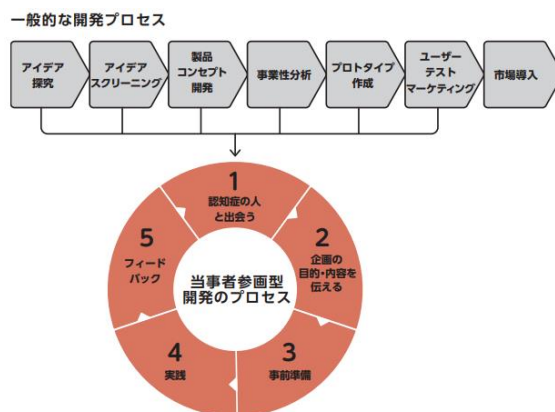
## III. 応募手続

### 1. 応募資格

本公募に応募するには、以下の要件を満たすことが必要です。

- ① 日本国内に拠点を有していること。
- ② 当該事業期間中および当該事業終了後における事業の実施主体であること。
- ③ 法人格を有する民間事業者又は団体であり、地方公共団体や、法人格を有しない任意団体等(ただし、有限責任事業組合(LLP)を除く)ではないこと。
- ④ 当事者参画型開発を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ⑤ 当該事業を実施できる財政的健全性を有し、また資金について十分な管理能力を有していること。
- ⑥ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑦ 事業の実施にあたり、以下の条件を満たすこと。
  - 認知症イノベーションアライアンスWGにおいて作成した「当事者参画型開発の手引き」の内容を理解し、遵守すること。  
URL:[2022\\_002\\_04\\_00.pdf \(meti.go.jp\)](#)
  - 事務局からの支援内容「6. 認知症および認知症の人に関する学びの機会の提供」における、認知症の人と開発を行う際の留意点や心構え等に関する企業向けの講座に、可能な限り出席すること。
  - 認知症の人の家族等に向けた製品・サービスを開発する場合でも、家族等だけでなく、認知症の人本人の意見を聞くこと。
  - 取組の推進にあたって以下の理念を遵守すること。
    - ・ 認知症の人との出会いを楽しみながら、まずやってみる
    - ・ 「認知症」を一括りにしない
    - ・ 認知症の人の意思を尊重する
    - ・ 認知症の人と“チーム”として取り組む
    - ・ 認知症の人に明確に「伝える」・「伝わる」ことを意識する
  - 当事者参画の実践を行う場合は、次に示す開発プロセスを参照すること。  
ここでいう「当事者参画の実践」とは、各開発プロセスにおいて、「1.認知症の人と出

会う」、「2.企画の目的・内容を伝える」、「3.事前準備」、試作品・製品ユーザーテストやワークショップ等の「4.実践」、製品・サービスの開発にどのように生かされたかを当事者へ「5.フィードバック」するまでを指します。



(認知症イノベーションアライアンスWG「当事者参画型開発の手引き」より引用)

- 本事業の一環として実施する、当事者参画型開発に参画する、企業等を対象とした効果検証に協力すること。
- 令和6年度末に開催予定の認知症イノベーションアライアンスWGで成果報告が可能なこと。
- 必要に応じて、今回の取組において得られたノウハウ等を共有し、「当事者参画型開発の手引き」の更新に協力すること。

## 2. 応募にあたっての留意事項

- 当事者参画型開発の普及に向け、事業完了後も、採択企業同士の交流や、開発進捗状況の確認、普及に向けた課題抽出などにご協力を依頼させていただく可能性があります。
- 採択企業についてはオレンジイノベーション・プロジェクトWebページにて企業ロゴや開発製品・サービスの内容について公開させていただきます。ただし、機密情報管理等の観点から公開が難しい場合等、企業の意向に沿って公開可否は判断させていただきます。

参考URL:[オレンジイノベーション・プロジェクト ～認知症当事者をつくる、誰もが生きやすい社会～ \(dementia-pr.com\)](https://www.dementia-pr.com/)

- 認知症イノベーションアライアンスWGでは、当事者参画型開発への企業等の関心喚起・参入促進に向け、当事者参画型開発実践企業等を掲載したカオスマップの作成を検討しており、カオスマップへの掲載を依頼させていただく可能性があります。

参考URL:[2022\\_001\\_03\\_00.pdf \(meti.go.jp\)](https://www.meti.go.jp/2022_001_03_00.pdf)

- 採択された企業の経営判断等により、当事者参画型開発の実践が事業期間中に中

断する可能性がある場合は、事前に事務局に相談してください。

- 実践企業は当事者参画型開発を実践するにあたり、開発に参画する認知症当事者、その他関係者と紛争、トラブル等を発生させないように最善を尽くすものとし、万が一、当事者参画型開発に関し、事故、トラブル、紛争等（以下「事故等」といいます。）が発生した場合、実践企業が自己の費用と責任において、事故等を誠実に解決する責任を負うものとし、経済産業省、事務局は一切責任を負いません。なお、事故等が生じ、又は生じるおそれがある場合は速やかに経済産業省および事務局に報告を行うものとし、また、認知症当事者その他関係者からの照会および苦情に対しては、誠実に対応するものとし、
- 不適正経理に伴う応募資格の停止  
経済産業省所管補助金交付等の停止および契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一号又は第二各号第一欄に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、応募できません。

### 3. 応募ファイル

応募にあたり提出の必要なファイルは下記のとおりです。

応募ファイルは、事務局のウェブサイト（本公募紹介ページ）からダウンロードできますので、必ずご利用ください。また、「4. 受付期間」、「5. 応募様式の提出先」も併せてご確認のうえ、不備のないようにご応募ください。

（株式会社日本総合研究所 本公募紹介ページ）

第1期：[https://www.jri.co.jp/seminar/240515\\_639/detail/](https://www.jri.co.jp/seminar/240515_639/detail/)

第2期：[https://www.jri.co.jp/seminar/240601\\_640/detail/](https://www.jri.co.jp/seminar/240601_640/detail/)

#### <応募ファイル>

① 公募申請書.docx（様式1）

② 提案書.pptx（様式2）

③ （任意）提案する製品・サービスを説明する動画

（製品・サービスを説明する動画があり、本公募や今後の当事者への製品・サービスを説明する資料として提供可能な場合）

※動画ファイルは提出先のメールアドレスにおいて受信可能な添付ファイルの容量を超えることが想定されるため、メール本文にファイル等の URL を貼付する等の方法でお送りください。

#### 4. 受付期間

- 第1期        募集開始日: 令和6年5月 13 日(月)  
                 締切日        : 令和6年5月 31 日(金)17:00 必着
- 第2期        募集開始日: 令和6年6月24日(月)  
                 締切日        : 令和6年7月8日(月)17:00 必着

#### 5. 公募説明会の実施

本公募の説明会を以下の日程にて実施予定です(本公募への応募において参加は必須ではありません)。

公募説明会: 令和6年5月15日(水)15:00(オンラインにて実施)

詳細は以下ウェブサイトをご参照ください。

[https://www.jri.co.jp/seminar/240515\\_639/detail/](https://www.jri.co.jp/seminar/240515_639/detail/)

#### 6. 応募ファイルの作成要領

<公募申請書(様式1:エクセルファイル)>

- 書式設定は変更しないでください。
- 必要に応じて記入枠の大きさの調整を行ってください。

<提案書(様式2:パワーポイントファイル)>

- 1ページ目の表の書式設定は変更しないでください。
- 1ページ目には、3ページ目の記入例を参考に必要事項をご記入ください。
- 2ページ以降に製品・サービス提案内容を作成ください。
- 製品・サービスの提案内容は、認知症の人の生活課題の解決に資するもしくは、認知症の人の「やりたいこと」の実現に資する、どのような製品・サービスなのかが分かるように、図、写真、イラスト等を用いてパワーポイント1ページにまとめて作成してください。
- 製品・サービスが複数にわたる場合など、1ページにまとめきれない場合は2ページ以上になっても構いません。

## 7. 応募ファイルの提出先

件名は、「【当事者参画型開発】実践企業応募\_(社名)」とし、メール本文に企業名、担当者氏名・所属・連絡先(電話番号、メールアドレス)を記載のうえ、応募ファイルを添付して以下のメールアドレスにメールにて提出してください。

---

メールアドレス:200010-dcp@ml.jri.co.jp  
株式会社日本総合研究所 高橋・板花・内山 宛

---

### <留意事項>

- 締切を経過して到着した申請は、いかなる理由があろうとも無効となります。
- 本公募要領に示された様式以外での応募は認められません。
- 本公募締切後、内容について確認等の連絡を行う場合があります。

## 8. 応募にあたっての質疑応答

応募にあたっての質疑応答は、以下の連絡先にて受け付けます。連絡の際は、メールの件名に「【当事者参画型開発】公募に関する質問」と記載し、本文に企業名、担当者氏名・所属を明記ください。

問合せ先:200010-dcp@ml.jri.co.jp  
質問期限:令和6年7月5日(金)17:00

## IV. 審査の方法

採択される実践企業は、第三者の有識者等で構成される審査委員会において、提出書類をもとに選定のうえ、決定します。必要に応じてヒアリングなどによる審査を行う場合がありますので、ヒアリングの対象となった企業等については、事務局よりご連絡します。

### <留意事項>

- 審査の結果は、当該企業に事務局より電子メールあるいは電話等にて通知いたします。
- 審査委員、審査内容等は非公開です。審査結果に関する問い合わせには応じかねますのでご了承ください。

以上